

和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務 に関するプロポーザル実施要領

和光市 企画部 資産戦略課

1 趣 旨

和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画の策定を行うにあたり、「市庁舎にぎわいプラン」基本方針（平成31年4月策定）（以下「基本方針」という。）に示す、にぎわい創出プロジェクトにおいて、調査、分析等計画策定支援業務を委託する。

2 業務内容

- (1) 業務委託名 「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務
- (2) 業務内容 仕様書（資料1）のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

4 参加資格

応募者は、提案書提出日現在で、次に掲げる要件のすべてに該当する法人とする。

- (1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- (2) 次に掲げる事項該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の日6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者
- (3) 法人税及び法人地方税の滞納がないこと。
- (4) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (5) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

5 スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。

- (1) 実施要領の公表 令和元年7月18日(木)
- (2) 質問受付 令和元年7月18日(木)～7月26日(金)午後3時まで
- (3) 質問に対する回答 令和元年7月31日(水)
- (4) 応募書類の提出締切 令和元年8月6日(火)午後5時まで
- (5) 応募書類に対する質問 令和元年8月9日(金)
- (6) 質問に対する回答締切 令和元年8月16日(金)午後5時まで
- (7) 審査結果の公表 令和元年8月26日(月)

6 提案課題

(1) 提案する項目について

- ① 対象施設における施設用途案の作成方針
- ② 各プロジェクトの実現に向けた考え方
- ③ 民間事業者及び団体等に対する個別ヒアリングの実施方針
- ④ 基本方針における「狭あい化対策プロジェクト」との連携方針
- ⑤ 実施スケジュール
- ⑥ 実施体制（担当業務、管理・責任体制）
- ⑦ その他本業務に対する提案

(2) 提案課題についての留意点

基本方針に示す狭あい化対策プロジェクトは、別途調査事業者が決定しており、調査検討を進めるに当たっては連携を図ること。なお、本業務と別途調査の結果を併せて、市が「市庁舎にぎわいプラン」基本計画を作成する。

7 審査

(1) 提案審査について

- ① 提案書による公募型プロポーザル方式とする。
- ② 提案書に係る審査は、和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務提案審査委員会（以下「委員会」という。）が別に定める評価基準により行う。

(2) 優先交渉権者の決定

委員会は、提案書等に対して評価を行い、本事業に最も適した事業者1者を決定する。なお、ヒアリング及びプレゼンテーションは行わないが、提案内容に対して質問がある場合は市から質問書を送付する。

(3) 結果の公表

本市ホームページで公開するとともに、すべての参加事業者にも文書で通知する。

8 契約の締結

(1) 業務委託名

「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務

(2) 契約手続き

和光市長は、優先交渉権者と業務委託契約の手続きを行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(3) 委託料

6, 270, 000円（税込）以下とする。

(4) 委託内容

仕様書（資料1）を基本とし、本プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとす。優先交渉権者決定後、市は、優先交渉権者と契約業務の内容について十分協議を行い決定する。なお、提案内容は基本的に尊重するが、必ずしも提案原案の通りとするとは限らない。

9 参加手続及び提出書類

(1) 提案書類

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ① 参加申込（様式1） | ⑤ 実施体制（様式任意）・配置技術者（様式4） |
| ② 会社概要（様式2） | ⑥ 協力会社概要（様式5） |
| ③ 業務実績（様式3） | ⑦ 見積書（様式任意） |
| ④ 取組方針・提案内容（様式任意） | ⑧ 納税証明書（写しでも可） |
- （国税：その3の3、地方税：課税証明書）

(2) 提出部数

正本1部（すべての提案書類を綴じたもの）

副本10部（④、⑤、⑥の提案書類を綴じたもの）

(3) 提出方法

持参あるいは郵送（締切日当日必着）

10 提出書類作成要領

(1) 提案書等

- ① 様式は、原則としてA4版・縦置きとし、やむを得ないページのみA3版横置きの使用を可とすること。
- ② ページ数は提案課題（「6 提案課題」参照）1項目あたり2ページ以内、取組方針・実施体制は各2ページ以内とすること。A3版横置きの場合は1ページ以内とすること。その他様式はページ数の規定なし。
- ③ 横書き、左綴じとする。本文はゴシック体10.5ポイント以上とすること。

(2) 見積書

- ① 経費は、追加・別途の経費が発生しないようにすべての見積額を提示すること。
- ② 見積書の書式及び各項目についての様式は自由とする。
- ③ 人件費は平成 31 年度設計業務委託等技術者単価（国土交通省）における設計業務を基に積算すること。
- ④ 総額は消費税込みの金額とすること。なお、消費税については、10%として計上すること。

11 質疑応答

提案書等の作成に際し、質問がある場合は、質問受付期間に以下により質疑を行うこと。

(1) 提出方法

質問書（様式 6）を対応窓口あてにメールで送信すること。なお、送信の際は、タイトルを「【貴社名】市庁舎にぎわいプラン基本計画（にぎわい創出）策定支援業務質問」とすること。

(2) 回答方法

本市ホームページにすべて回答する。

12 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 本要領の条件を満たさないもの
- (2) 虚偽の記載があったもの
- (3) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明なもの
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会
が認める場合

13 留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 応募書類の取扱いについて
 - ① 応募書類の著作権は、応募者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部の使用をできるものとする。
 - ② 本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者に提供しない。
 - ③ 応募書類において、個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがある。
 - ④ 応募書類の内容が、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、

応募者が追うこととする。

- ⑤ 優先交渉権者の応募書類は返却しない。ただし、2位以下の提出書類は、結果公表後、希望により引き取りにおいて返却する。
- (4) 応募者の複数提案の禁止
応募者は、複数の応募書類を提出することはできない。
- (5) 応募書類の変更禁止
応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとする。
- (6) 再委託（協力会社）の取扱いについて
 - ① 応募者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提出書類において、再委託に関する事項を様式5に記載しなければならない。
 - ② 応募者は、契約締結後再委託を行う場合は、再委託先に関する事項を明らかにした上で、市の承認を受けなければならない。なお、承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除となることがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (8) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (9) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

14 対応窓口

和光市 企画部 資産戦略課 計画推進担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話：048-464-1111（内線 2331） E-mail：b0100@city.wako.lg.jp